○農林水産省告示第千六百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年九月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

鳥取県八頭郡智頭町大字口宇波字ホウメウ七〇一の一、七〇一の三、七〇五、七〇七、字金畑七一一、七一九、七二六、字上ミ小谷七三三、七三四、字中ヶ谷七四八、七五三、七五六、七五七の一、七五七の二、字奥谷七六五、七六六、七六八、七六九、七七〇の一、七七〇の三、七七一、七七一の一、七七一の二

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年九月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛媛県上浮穴郡久万高原町河の子六、一〇、一三、一六、二八、二九、三八、四一から四三まで、四九から五二まで、一九七から二〇〇まで、二〇三から二〇五まで、二〇七から二一四まで、二一九から二二一まで、二二九、二三一、二三三から二三五まで、二五〇から二五四まで、二五七、二五八、二六七、二六八、二七〇、二七一、二七二、二八五、二九〇、三〇三の一、三〇四、三〇五、三一一、三二七、三三一、三三二、三三四から三三六まで、三四一、三四二の一、三四三、三四四、三四五の一、三四六の一、三四六の二、三四七から三四九まで、三五二、三五四、三五六、三五七、三五九から三六一まで、三六二の一から三六二の三まで、三六四から三六六まで、三七〇から三八〇まで、三八四、三八六、三九〇の一、三九〇の二、三九一、三九二、三九四から三九六まで、四〇一、四〇三、四〇五、四〇六、四〇八から四一一まで、四一五、四一八から四二〇まで、四二三から四二五まで、四二七、四三〇、四三二、四三三、四三八、中組一、一〇七、一〇九から一一四まで、一一七から一二二まで、一二四、一二六、一三四、一三五、一四一、一四三、一四七から一五〇まで、一六一から一六四まで、一六六から一七七まで、一八三から一八五まで、二一五、二一六、二三一、二三二、二三五、二三六、二三八、二四二、二五七、二五八、二六〇、二七〇、二七六、二七七、二七九、二八三、二八八、二九一、二九八から三〇二まで、三一四、三一九、三二〇、三二五、三二八、三二九、四一六から四一八まで、四三三、四四七から四五〇まで、四五五、二九〇九、二九一四から二九一七まで、二九二二の一、二九二五、二九二六、二九三六、二九四〇、二九四一、二九五二、二九五六、二九五七、二九五九から二九六七まで、二九七〇、二九七一、二九七四、二九七五、二九七七、二九七八、二九七九、三〇〇一、三〇〇二、三〇〇五、三〇〇六、笠方二五六二の一、二六〇七、二六〇八、二六四六から二六四九まで、二六六八、二六七〇から二六七二まで、二七四六から二七四九まで、二七七一の一、二七九八、三二七五、三二八三、三二九一、三三一一、三三二六、渋草一三二四、一三二五、一三九九、一四〇〇、一四七〇

㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁並びに松山市役所及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年九月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県東伯郡三朝町大字下西谷字黒谷奥四八五、四八六、四八七の一、四八七の四、四八七の五、四八八、大字下畑字大平六五四から六五六まで、六五六の一、六五六の二、六五八から六六〇まで、六六四、六六四の一、六六四の二、六六四の五から六六四の一一まで、字座性平六七〇の一、六七一の一（次の図に示す部分に限る。）、六七一の二、六七一の一〇、字小代路六七三の一・六七三の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、六七三の四、六七三の五、六七三の三一から六七三の三四まで、六七三の四八、字谷ノ奥六八三、字一ノ奥七〇一の一、七〇一の一七、七〇二の一、七〇二の四九から七〇二の五一まで、字下大杉七〇三の一から七〇三の六まで、字上大杉七〇四の七（次の図に示す部分に限る。）、七〇四の一四から七〇四の一八まで、七〇四の一九（次の図に示す部分に限る。）、七〇四の二〇、字郡家七四三、七四四、字平内谷七六八の一、七六八の二、七六九、七八〇の一、七八〇の二、七八三の一、七八三の二、七八三の五、七八三の六、七八三の八から七八三の一二まで、七八四の一、七八四の五から七八四の八まで、字猿ガ才七八六の一、大字田代字四十曲り谷六九六の四、六九六の五、字橋ノ谷六九八、六九九の一（次の図に示す部分に限る。）、六九九の二から六九九の九まで、六九九の一一・六九九の一二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、六九九の一三、六九九の一四、六九九の一七、字高丸七〇〇の二二、七〇〇の三二（次の図に示す部分に限る。）、七〇〇の三三、七〇〇の三四、大字穴鴨字大平一三六九の一、一三六九の一一から一三六九の四四まで、字仲畑一三七二の一、一三七二の二、一三七二の四、一三七二の六から一三七二の七〇まで、一三七三、字水原一三七五の一、一三七五の二（次の図に示す部分に限る。）、一三七五の三から一三七五の四八まで、一三七五の四九から一三七五の五二まで（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、一三七五の五三から一三七五の一一三まで、字大谷一三九八の一、一三九八の一六（次の図に示す部分に限る。）、一三九八の一七、一三九八の一八、一三九八の一九（次の図に示す部分に限る。）、一三九八の二一から一三九八の四一まで、一三九八の四二から一三九八の四四まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一三九八の四五、一三九八の四六から一三九八の四八まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一三九八の四九から一三九八の九六まで